

## 広島県における

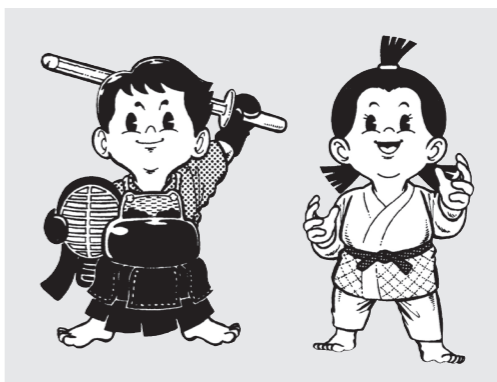
# 中学校武道必修化に向けた取組

広島県教育委員会 スポーツ振興課

広島県では、平成24年度からの中学校武道・ダンス必修化に伴う保健体育科教員の指導力向上に向け、平成21年度から準備を進めてきました。

これまで、県内全ての中学校保健体育科教員が参加した、新教育課程についての研修会や、武道授業の指導力向上のための研修講座を開催しています。特に柔道については、事故防止、安全確保の観点から、中学校の授業で柔道を指導する全ての教員が実技研修を受講するなどの取組を進めています。

今回、広島県が実施しているこれらの取組について紹介します。



## 1 はじめに

今回、中学校において武道が必修化となったことから、特に「柔道」の授業について、「危険なのではないか」、「重大な事故が起きた。」

中学校の新学習指導要領に示された内容は基礎的なものであり、学習段階や個人差を踏まえた段階的な指導が行われるものであるが、指導が進めば「投げる」、「抑える」など相手と直接的に攻防が展開されることとなるため、十分な受け身等による事故について

十分注意する必要がある。こうしたことから、広島県では、特に、ケガや事故を起こさない安全な授業展開のポイントとして、

- ①授業環境(施設・設備や用具等)の事前の安全確認
- ②事故発生時への事前の備え

- ・対応マニュアルの作成
- ・応急手当の事前学習(AEDの使い方を含む。)
- ③多くの生徒が「初心者」である

ことを踏まえた段階的な指導等を重点課題とし、武道必修化に対応した取組を進めている。

年度からの新学習指導要領全面実施に向けて取組を進める必要性を改めて認識することができた。

ある学校づくりの一環として、教員の指導力の向上を図り、体育科・保健体育科教育の質的充実とスポーツ活動の活性化をめざし、「学校体育スポーツ研修事業」を実施している。

## 2

### 新学習指導要領全面実施へ向けた移行措置期間の取組

- (1)平成21年度「中学校『武道』『ダンス』指導力向上事業」の実施  
平成21年度、学習指導要領改訂に伴い、「武道」、「ダンス」の指導力の向上と指導方法の充実を図ることを目的に、東京女子体育大学本村清人教授を講師として、「中学校『武道』『ダンス』指導力向上事業」を、県内全ての中学校保健体育科教員を対象に、県内3会場で開催した。
- 研修内容としては、  
①学習指導要領改訂に伴う「武道」、「ダンス」の必修化の趣旨についての講義  
②授業における「武道」「ダンス」の指導方法についての講義
- ③「柔道」、「剣道」、「ダンス」について3名の教員の実践発表  
④研究協議

表1

年度	内容
平成21年度	中学校「武道」「ダンス」指導力向上事業(県内全ての保健体育科教員を対象)
平成21年度～平成24年度	学校体育スポーツ研修事業「柔道実践指導講座」「剣道実践指導講座」(柔道を初めて指導する教員は必修)

#### (2)県教育委員会主催の「学校体育スポーツ研修事業」の実施

本県では、県内公立小・中・高・特別支援学校の教員を対象に、「主体的に生きる力(自ら考え、自ら学ぶ、豊かな心、たくましく生きるための健康・体力)を育成する」教育の推進と魅力

とした。また、独立行政法人教員研修センター主催の「子どもの体力向上指導者養成研修(西部ブロック)」において学んだ内容を伝達講習する場として、「体育実技指導者養

①年間指導計画の見直し  
②単元計画(学習の道筋)の見直し  
③評価標準の見直し  
の3点である。

本村教授から御提示いただいた課題を今後改善・解決し、平成24

①対象 「柔道」実施校の教員で、これまで「柔道」の授業を実施したことがなく、「柔道」実技研修を受講していない者

②内容 新学習指導要領を踏まえた「柔道」の安全に配慮した具体的な実技指導方法等



写真1 「柔道指導実践講座」での講師による師範



写真2 「柔道指導実践講座」での対人による受け身の練習

平成25年5月29日、広島大学大学院出口達也准教授を講師として、「柔道における安全かつ段階的な指導方法」について、講義及び実技を伴った研修を実施した。はじめに、柔道の授業の安全な実施に向けて、文部科学省『柔道指導の手引(三訂版)』を活用し、県教育委員会から再度、留意すべき事項について説明を行った。出口准教授の講義において

は、改めて、学校で教える「教材としての柔道」、自分や相手の身を守るための「受け身」及び対人で行うことにより習得する「加減」の重要性、そして最終的には「人の痛み」を理解することは「思いやり」につながるなどの「柔道」の教育的価値について説明があった。実技指導では、安全に留意した段階的な指導方法について、受講

### 3 「柔道指導実践講座」の取組



「剣道指導実践講座」の様子



「柔道指導実践講座」の様子

成講座」を実施している。そして、この教員研修センターに参加した教員がその後、「武道(柔道・剣道)指導実践講座」の講師として、県内の中学校・高等学校の教員に具体的な指導方法等について指導するなど、人材育成を図っている。

#### (3) 実態調査の実施

平成24年度新学習指導要領全面実施を翌年に控えた平成23年5月、新たに必修となる「武道」を、安全かつ円滑に実施するため、  
①対象 県内中学校の全保健体育科教員  
②内容 実技指導経験及び研修等の受講状況等について  
実態調査を行った。  
調査の結果、授業における「武道」の指導経験は、男性教員の87・5%に対し、女性教員は39・7%であった。これは、従前の学習指導要領において、「武道」と「ダンス」が領域選択であったため、主に男子が「武道」を、

(単位：%)

項目	柔道	剣道
指導に不安を感じている	39.7	54.1
「技術指導」に不安	67.7	87.0
「安全確保」に不安	30.1	11.0

女子が「ダンス」を選択して実施する中学校が多く、男性教員が「武道」を、女性教員が「ダンス」を受けもつ学校が多かったことが、要因の一つと考えられる。調査結果の課題として、  
①平成23年度「武道」未実施校の存在  
②平成23年度「柔道」実施予定校の教員のうち、研修等を受講していない教員の存在  
この調査結果を受け、平成23年度中には、平成24年度に「柔道」

を指導することとなる全ての教員が、安全指導に関する内容を含む研修を受講完了するよう取り組むこととした。  
そのため、各市町教育委員会や各教育事務所を通じて、新規採用教員等研修未受講者を把握し、県教育委員会主催の「柔道指導実践講座」を受講するよう依頼した。  
その結果、全面実施前に全ての教員が研修を受講した。  
また、進捗状況把握のため、平成23年度末の再調査や平成24年度文部科学省の「柔道の指導体制に関する状況調査」を行い、  
①安全に指導できる体制の確保  
②安全確保に十分に留意した計画の作成  
③施設設備及び用具の安全確保  
④事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間での認識の共有  
について、不備がある学校は万全の体制を整えた後に実施するよう、再度確認した。

### 4 おわりに

本県では、平成24年度公立中学校の「武道」実施種目は、「柔道」男子124校・女子115校、「剣道」男子115校・女子125校、「相撲」男子3校・女子2校、「その他」男女とも2校であった。  
今回の学習指導要領改訂に伴い武道が必修化されたが、改訂以前から多くの学校で「武道」の授業は選択されており、指導内容や指導方法等の研修・研究は行っていた。  
しかし、専門的な知識や技能を習得している指導者は一部に限られており、大多数の教員は経験が少なく不安を抱えているのが実態

技を対人で行うことにより、受講者のお互いが助言したり援助したりする活動となり、相手を思いやる心や加減を身に付けることにもつながることを体感することができた内容であった。  
技を対人で行うことにより、受講者のお互いが助言したり援助したりする活動となり、相手を思いやる心や加減を身に付けることにもつながることを体感することができた内容であった。  
①指導内容の精選や指導方法の工夫改善など、教員の指導力向上のための研修の継続的な実施  
②各武道連盟等との連携による地域の武道指導者の積極的な活用などの取組を、今後も継続して充実させていく予定である。  
武道の授業を受ける生徒が安全で安心して有意義な学習活動を行うことができ、武道の特性や魅力を十分味わうことができるよう、今後も取組を進めていきたい。